

<証券総合取引約款>

下線部分が改正箇所

改正前	改正後
<p>第 13 条（成年後見人等の届出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届出てください。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2019 年 5 月 7 日</u>より適用します。</p>	<p>第 13 条（成年後見人等の届出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届出てください。<u>成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2020 年 7 月 13 日</u>より適用します。</p>

<証券振替決済口座管理規定>

下線部分が改正箇所

改正前	改正後
<p>第 6 条（振替の申請） 1. お客さまは、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。 ③ 国債の償還期日または利子支払期日の <u>3</u> 営業日前から前営業日までの範囲内において <u>日本銀行が定める期間中に</u>振替を行うもの</p> <p>第 10 条（償還金、換金代金および収益分配金ならびに利息の代理受領等） 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じです。）、換金代金および収益分配金ならびに利息の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。 ② 一般債においては、支払代理人が発行者から受領してから、直近上位機関である <u>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</u> が当行に代わってこれを受取り、当行が <u>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</u> からお客さまに代わってこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2019 年 5 月 7 日</u>より適用します。</p>	<p>第 6 条（振替の申請） 1. お客さまは、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。 ③ 国債の償還期日または利子支払期日の <u>2</u> 営業日前から前営業日までの範囲内において振替を行うもの</p> <p>第 10 条（償還金、換金代金および収益分配金ならびに利息の代理受領等） 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じです。）、換金代金および収益分配金ならびに利息の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。 ② 一般債においては、支払代理人が発行者から受領してから、直近上位機関である <u>株式会社日本カストディ銀行</u> が当行に代わってこれを受取り、当行が <u>株式会社日本カストディ銀行</u> からお客さまに代わってこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2020 年 7 月 13 日</u>より適用します。</p>

<特定口座約款>

下線部分が改正箇所

改正前	改正後
<p>第 9 条（源泉徴収選択口座で受領する投資信託の収益分配金または公共債の利子の範囲） 1. 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等のうち、投資信託の収益分配金または公共債の利子に該当するもので同項の規定に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本店または支店に係る振替口座簿に記載または記録がされている <u>法第 37 条の 11 の 3 に規定する</u>投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>第 11 条（特定口座からの投資信託または公共債の払出しに関する通知） お客さまが特定口座から投資信託または公共債の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客さまに対し、施行令第 25 条の 10 の 2 <u>第 10 項</u>第 1 号の定めるところにより、当該払出しの通知を行います。</p>	<p>第 9 条（源泉徴収選択口座で受領する投資信託の収益分配金または公共債の利子の範囲） 1. 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等のうち、投資信託の収益分配金または公共債の利子に該当するもので同項の規定に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本店または支店に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>第 11 条（特定口座からの投資信託または公共債の払出しに関する通知） お客さまが特定口座から投資信託または公共債の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客さまに対し、施行令第 25 条の 10 の 2 <u>第 9 項</u>第 1 号の定めるところにより、当該払出しの通知を行います。</p>

改正前	改正後
<p>第14条（移管） 当行の特定口座内の投資信託または公共債の当行以外の金融機関等の特定口座への移管、ならびに、当行以外の金融機関等の特定口座内の投資信託または公共債の当行の特定口座への移管は、施行令第25条の10の2 第11項および第12項の定めるところにより行います。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、2019年5月7日より適用します。</p>	<p>第14条（移管） 当行の特定口座内の投資信託または公共債の当行以外の金融機関等の特定口座への移管、ならびに、当行以外の金融機関等の特定口座内の投資信託または公共債の当行の特定口座への移管は、施行令第25条の10の2 第10項および第11項の定めるところにより行います。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、2020年7月13日より適用します。</p>

<非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款>

下線部分が改正箇所

改正前	改正後
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号および第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」に必要事項を記載のうえ、署名し、法その他の法令で定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)（非課税管理勘定に係る期間）またはロ（累積投資勘定に係る期間）に規定する、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に提出してください。なお、当行は税務署にお客さまの非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じです。）」を受領したときは、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、当行にて保管します。</p> <p>4. 第1項から第3項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13 第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5. 第1項の「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出された場合には、当行が税務署から「非課税適用確認書」を受領した後に開設されます。「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号および第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」に必要事項を記載のうえ、署名し、法その他の法令で定める一定の書類を添付して提出してください。なお、当行は税務署にお客さまの非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じです。）」を受領したときは、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、当行にて保管します。</p> <p>4. 第1項から第3項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第21項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13 第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5. 第1項の「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が提出され、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、当該受領した日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。</p> <p>8. 成年年齢に係る2019年税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「20歳」を「18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。</p>

改正前	改正後
<p>第4条（非課税管理勘定の設定）</p>	<p>第4条（非課税管理勘定の設定）</p>
<p>3. すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書交付申請書、法その他の法令で定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</p>	<p>3. すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書交付申請書、<u>または廃止通知書、および</u>法その他の法令で定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</p>
<p>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p>	<p>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p>
<p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託</u>に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p>	<p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）</u>に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p>
<p>3. お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第14項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</p>	<p>3. お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</p>
<p>第9条の2（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p>
<p>1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。</p>	<p>1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」<u>（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。以下本条および第13条第1項において同じです。）</u>の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</u></p>
<p>2. <u>前項</u>の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>2. <u>前項本文</u>の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p>第9条の3（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</p>	<p>第9条の3（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</p>
<p>1. <u>お客さまが当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p>	<p>1. <u>お客さまが当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p>

改正前	改正後
<p>2. お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた、<u>その年の</u>勘定の種類を変更しようとする場合には、<u>その年の9月30日までに</u>、当行に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」をご提出いただく必要があります（ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、<u>当行は当該変更届出書を受理することができません。</u>）この場合において、当行は、「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」の提出を受けて作成した「<u>勘定廃止通知書</u>」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、<u>法第37条の14第25項の規定を適用します。</u></p>	<p>お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」(<u>施行令第25条の13の2第2項に規定されるものをいいます。以下本条において同じです。</u>)をご提出いただく必要があります。（ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、<u>当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません。</u>）</p>
<p>第12条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当行は、法第37条の14第30項の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>	<p>第12条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当行は、法第37条の14第35項の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>
<p>第13条（届出事項の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非課税口座開設届出書等の提出後に、当行にお届いただいた氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書（<u>施行令第25条の13の2に規定されるものをいいます。</u>）により当行にお届いただくこととします。また、その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。 2. お客さまの依頼により非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第2項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。 	<p>第13条（届出事項の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非課税口座開設届出書等の提出後に、当行にお届いただいた氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書により当行にお届いただくこととします。また、その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。 2. お客さまの依頼により非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。
<p>第14条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、各号に掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>第6条第1項に規定する</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日 ② <u>施行令第25条の13の4第1項に規定する</u>「出国届出書」の提出があったとき 出国日 ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき <u>施行令第25条の13の4第2項に規定する</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） 	<p>第14条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、各号に掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日 ② <u>法第37条の14第27項第2号に規定する</u>「出国届出書」の提出があったとき 出国日 ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき <u>法第37条の14第31項の規定により</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、<u>2019年5月7日</u>より適用します。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、<u>2020年7月13日</u>より適用します。</p>

以 上